

# 令和8年度

# 敬老事業補助金の交付について

## 事業の趣旨

自治区又は複数の自治区で構成する団体、老人クラブ、子ども会育成会、その他の住民組織が、多年にわたり地域社会の発展のために尽力された高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝うことを目的として実施する敬老事業に要する経費について補助金を交付するとともに高齢者福祉について広く町民の関心と理解を深める。

## ■事業の概要

- (1) 補助金の交付対象となる人  
高島町内に住む満75歳以上の人（年度内に満75歳に達する人を含む。）  
※令和8年度は、昭和27年4月1日以前に生まれた人が対象です。
- (2) 補助の対象となる事業  
ア. 長寿を祝福するための敬老事業  
イ. 高齢者を含む多世代の世代間交流を図る事業  
ウ. 長寿を祝福するために高齢者に祝い品などを贈呈する事業
- (3) 補助金の額  
参加者（敬老事業対象者のみ）1人あたり1,000円
- (4) 補助金の対象となる経費  
敬老事業の実施に要する経費（報償費、記念品代、食糧費など）
- (5) 補助金の対象となる実施期間  
令和8年7月1日から令和9年1月31日まで

## ■事業実施のおおまかな流れ

- ① 自治区等で敬老事業の内容を決定する。
- ② 町に補助金を申請する。（実施日の2週間前まで）  
【交付申請書、事業計画書、予算書、対象者名簿を提出】
- ③ 敬老事業を実施する。
- ④ 敬老事業の会計を精算し、町へ補助金の実績報告を行う。  
【実績報告書、事業実績書、決算書を提出】

※補助金の請求書は、事業実施前に提出いただくこともできますが、補助金の返還が生じないように、可能であれば実施後の請求書提出にご協力くださるようお願いいたします。



### 高島町からの記念品贈呈について

喜寿(77歳)米寿(88歳)の方全員を対象として、高島町より記念品を郵送いたします。敬老の日(9月21日)付近での実施を予定しております。

### 参加者のとりまとめについて

個人情報保護の観点から、町から名簿の提供はできません。  
案内チラシ等のひな形を用意しております。各戸配布や回覧等により、敬老事業の参加者の把握を行ってください。

問合せ先

福祉課

高齢者支援係

☎52-4478